



10月より適格請求書発行事業者の登録申請が開始

事業者は早めの情報収取・準備を！

令和 5 年 10 月 1 日からスタートする消費税のインボイス制度。消費税の仕入税額控除の対象となる適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。今年の 10 月 1 日よりこの登録申請書の受付が開始されるが、制度がスタートする令和 5 年 10 月 1 日までに「適格請求書発行事業者」として登録を受けるためには、原則として令和 5 年 3 月 31 日までに申請を行う必要があることが国税庁よりアナウンスされている。

そこで気になるのが、令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出できなかった場合の取扱いだ。後に適格請求書発行事業者として登録を受けるまでの期間については、いかなる理由があっても、適格請求書は発行することができないのだろうか。

これについては国税庁は、令和 5 年 9 月 30 日までに、登録申請書に「（令和 5 年 3 月 31 日までに）登録書の提出が困難な事情があった旨」を記載して提出することにより、「令和 5 年 10 月 1 日に登録を受けたことのみなす」としている。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意だが、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができない。すなわち、取引先が仕入税額控除を行うことができないため、「登録をしない」となれば取引が打ち切られる可能性が高いだろう。事実上は、制度が開始する令和 5 年 10 月 1 日時点で登録を済ませておくことが必須なので、いまのうちから情報収集、登録の準備を進めておきたい。

相続税申告のe-Tax利用を 利用者識別番号のみで申告可能

2020 年分所得税等の確定申告では、所得税の申告書提出件数が 2249 万 3 千件で、過去最高だった 2008 年分（2369 万 3 千件）を 5.1% 下回っている。それでも 2011 年分以降はほぼ横ばいで推移しており、こうした 2 千万件を超える納税者数に対応するために、国税庁は、確定申告における基本方針として、「自書申告」を推進、そのための I C T（情報通信技術）を活用した施策に積極的に取り組んでいる。

国税庁のホームページ上で申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」や e-Tax など、I C T を利用した所得税の確定申告書の提出人員は全体で 1726 万 4 千人にのぼり、2019 年分より 8.5% 増加。所得税の確定申告書の提出人員に占める割合は前年分より 4.6 ポイント上昇の 76.8% に達した。署での I C T 利用は、署のパソコンで申告書を作成して「e-Tax」323 万 2 千人、同「書面での提出」21 万 4 千人の計 344 万 6 千人で、前年分に比べ▲9.6% 減少。一方で、自宅などでの I C T 利用は、「H P 作成コーナーで申告書を作成して書面での提出」465 万 5 千人、「同 e-Tax」313 万 9 千人、「民間の会計ソフトで申告書を作成して e-Tax」476 万人の計 1255 万 4 千人で同 14.5% 増と、自宅等での I C T 利用が増加している。

e-Tax での所得税の申告書提出件数は、前年比 12.7% 増の 1239 万 4 千人となり、所得税の確定申告書の提出人員の 5 割半ば（55.1%）が e-Tax を利用したことになる。